岩倉市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に定める市内の介護保険サービス事業者、介護保険施設の設置者及び第1号事業者(以下「事業者等」という。)が法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを個別に明らかにし、事業者等の適正かつ円滑な事業運営を確保することを目的として実施する指導及び監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2条 指導及び監査の対象となる事業者等は、次のとおりとする。
 - (1) 法に基づく指定居宅サービス事業者
 - (2) 法に基づく指定地域密着型サービス事業者
 - (3) 法に基づく指定居宅介護支援事業者
 - (4) 法に基づく指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療 院の設置者
 - (5) 法に基づく指定介護予防サービス事業者
 - (6) 法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者
 - (7) 法に基づく指定介護予防支援事業者
 - (8) 法に基づく第1号事業者

(類型)

- 第3条 指導及び監査は、次のとおり実施する。
 - (1) 指導は、市長が必要があると認める場合に、事業者等の事業運営全般について行う。
 - (2) 監査は、指導の実施結果等に基づき、介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の請求、指定基準等に不正、違反等があったことを疑うに足りる理由がある場合に、随時行う。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合には、監査を行うことができる。

(実施方法等)

- 第4条 指導及び監査の実施方法等は、次のとおりとする。
 - (1) 実施方法

ア 指導は、次の方法により実施する。

- (ア) 集団指導(事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式で行う。)
- (イ) 運営指導(事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、必要に応じ、国又は県その他の地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)と合同で行う。)
- イ 監査は、実地監査(事業者等の事業所で行う。なお、必要に応じ 関係行政機関等と合同で行う。)により実施する。
- (2) 対象の選定
 - ア 指導の対象となる事業者等は、次に掲げる指導の区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。
 - (ア) 集団指導 本市が指定権者となる事業者等
 - (イ) 運営指導 次に定める事業者等
 - a 関係行政機関等又は国民健康保険団体連合会からの情報提供 により指導する必要があると認める事業者等
 - b その他、市長が運営指導する必要があると認める事業者等
 - イ 監査の対象となる事業者等は、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (ア) 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に不正又は 著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある事業者等
 - (イ) 指定基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由がある事業 者等
 - (ウ) 度重なる指導にもかかわらず、介護給付等対象サービスの内容 又は介護報酬の請求に改善がみられない事業者等
 - (エ) 正当な理由なく指導を拒否した事業者等
 - (オ) その他、特に監査が必要と認められる事業者等

(指導及び監査の実施)

- 第5条 指導及び監査の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 実施通知等
 - ア 指導及び監査の実施通知

指導及び監査の実施に当たっては、根拠規定、目的、期日、場所、 担当職員数、準備すべき資料等必要事項を事前に指導及び監査の対象となる事業者等の代表者へ通知する。ただし、緊急に指導を実施 する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知するものと する。

イ 関係資料の収集

指導及び監査の実施に当たっては、事前に関係資料を提出させるものとする。

(2) 指導及び監査の実施上の留意事項

ア 指導及び監査の趣旨説明

担当職員は、指導及び監査の実施に際して、指導及び監査の対象となる事業者等の代表者並びに関係職員に対して、指導及び監査への理解と協力を得るため、あらかじめその趣旨等を説明するものとする。

イ 指導及び監査の心構え

指導及び監査は、公正不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、直接の担当者からの聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、自発的協力が得られるよう努力するものとする。

ウ 講評及び指摘改善事項の指示

指導及び監査の終了後、代表者に対して講評を行い、改善が必要な事項を指示するとともに、問題点を理解させ、その対応を促し、併せて、指導及び監査を受けた事業者等からの意見要望等を聴取するものとする。

エ 関係行政機関等の職員の立会い

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等へ立 会いを求めるものとする。

オ 関係行政機関等への照会等

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等へ必要な事項の照会及び調査を行うものとする。

(指導及び監査後の措置)

第6条 指導及び監査後の措置については、次のとおりとする。

(1) 復命

担当職員は、指導及び監査の終了後直ちにその結果について検討し、問題点を明確にした上で、上司に復命するものとする。

(2) 改善指示事項の確認

改善を指示した事項については、是正報告書等を提出させ、その改善状況を確認するものとする。

(3) 改善措置等

前号の結果、事業者等が法令、通知等を遵守せず、不適当な事業運営を行っていると認められるときは、必要に応じて「業務改善勧告」、「業務改善命令」、「指定(許可)の全部又はその一部の効力の停止」及び「指定(許可)の取消」の処分を行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。